

練馬区消費者だより



ぷりずむ

第282号

©2011 練馬区ねり丸

消費トラブル処方せん

SNSに人物の写真を公開する際に
気をつけること……………P2~3

くらしサポート情報

未来の食と言われる「フードテック」って、
なあに?……………P4~5

お知らせ

会員募集
『練馬区消費生活センター運営連絡会』…… P6
練馬区消費生活センターの出張講座…… P6

注意! 住宅の点検商法

とつぜん業者が訪問し、無料点検と称し不安をあおり工事や商品の契約を進める点検商法には、様々なものがあります。業者の言葉を信じてすぐに契約することなく、きっぱりと断りましょう。

～火災警報器編～



火災警報器は全室設置が義務ですが、全ての部屋に付いていますか。

訪問時の声かけの例

消防設備の点検に来ました。火災警報器の交換の目安は10年です。お宅の機器は期限切れではないですか。よろしければ私が確認しますよ。



家に入れてもらえれば、点検を装って、不要な物まで売りつけよう

全室に火災警報器が付いてなければ値段を吹っ掛けて付けさせよう

などと言われたら、点検商法を疑いましょう。

点検商法による消費者被害を防ぐために、

- ① ドアを開けない
- ② 点検させない
- ③ 契約しない

「無料で点検する」と言われた際は、「必要ありません」と断りましょう。

編集・発行 ● 練馬区経済課(消費生活センター)

編集協力 ● 練馬区消費生活センター運営連絡会

練馬区石神井町2-14-1 電話: 03-5910-3089

練馬区ホームページ: [練馬区消費生活センター](#)

検索

消費生活相談専用電話 03-5910-4860(月~金 午前9時~午後4時30分) ※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

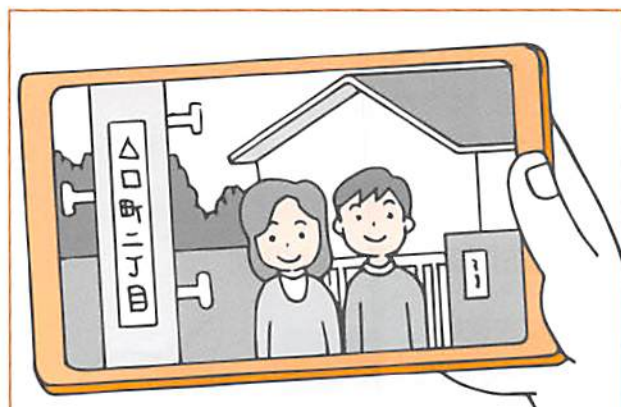
SNS に人物の写真を公開する際に気をつけること

これからの時期、卒業式・入学式など様々なイベントがあり、SNSに写真や動画を公開する人も多いと思います。SNSに公開された写真や動画は、拡散されやすく不特定多数の人の目に触れるため、意図せずに「プライバシー権」や「肖像権」などの権利を侵害してトラブルに発展することがあります。

1 SNSに公開する際に注意が必要な権利

公開する写真に人物が写っている場合、写っている人の「プライバシー権」や「肖像権」を侵害していないか気をつける必要があります。

- ① **プライバシー権**：住所、氏名、年齢、職業、宗教などの私生活に関する情報を無断で公表されない権利



無断で表札や住所のわかる写真を公開した



宝くじに当たった友人の写真を無断で公開した

注意! 承諾を得ずに、他人の私生活がわかる写真を公開した場合はプライバシー権の侵害となります。

- ② **肖像権**：承諾なしに他人が自分の写真を撮ったり、撮った写真を無断で公開されないよう主張できる権利



友人の面白写真を勝手にアップしたら、肖像権の侵害だと言われた



我が子の運動会の写真を公開したら、写りこんでいた子の親から肖像権の侵害だと言われた

注意! SNS等に公開する許可を得ずに、被写体として撮影し公開した写真は肖像権の侵害となります。

2 肖像権やプライバシー権を侵害した場合

民事上の責任を問われ、民法第709条に基づく“損害賠償請求”をされる場合があります。

盗撮した写真が性的なものの場合、性的姿態等撮影罪（令和5年7月13日施行）の禁固刑または罰金刑が適用される場合があります。

SNSの運営会社や、撮影された個人から公開した写真の削除依頼がきたら速やかに削除しましょう。

3 写真撮影時に考えておくこと

撮影された側の人には、肖像権やプライバシー権があります。

① 撮影だけでなく、公開する許可もとりましょう

⇒撮影する許可と、公開する許可は別のもので、肖像権の侵害とならないよう、公開の許可をとりましょう。



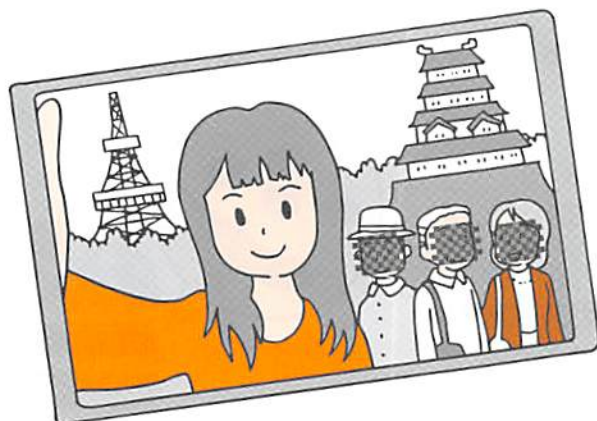
② 肖像権やプライバシー権の侵害にならないようにしましょう

⇒公共の場での撮影では、他人の顔が小さかったり、個人の特定ができない場合は、肖像権やプライバシー権の侵害にならないと考えられます。



③ 隠し撮りはやめましょう

⇒肖像権、プライバシー権の侵害のほかに、性的姿態等撮影罪に問われる可能性もあります。



まとめ

他人が写りこんだ写真を公開する場合、必ず許可をとりましょう。

個人を特定できる写真や、場所の特定ができる建物等が写っている写真はモザイクなどの加工をしましょう。

未来の食と言われる「フードテック」って、なあに？

フードテックとは、フード（食物）とテクノロジー（技術）をかけた造語です。私たち消費者が知っておきたい「フードテック」のあれこれについて、考えてみました。

「フードテック」は最新のテクノロジーを使った未来の食

フードテックは、食肉ではない代替タンパクによる加工肉、植物を工場で育てる、陸地のプラントで育てられた海の魚、人類が食してこなかった微生物・菌利用や昆虫食の利用など、最先端の科学技術が使われる新しい食のことです。

最先端テクノロジーによって生み出される食



なぜ、フードテックが必要なのでしょう？

① 増え続ける世界の人口による食料不足への懸念

国連によると世界人口は、2050年には97億人まで増加すると予想され、食料需要量は1.7倍となるといわれています。

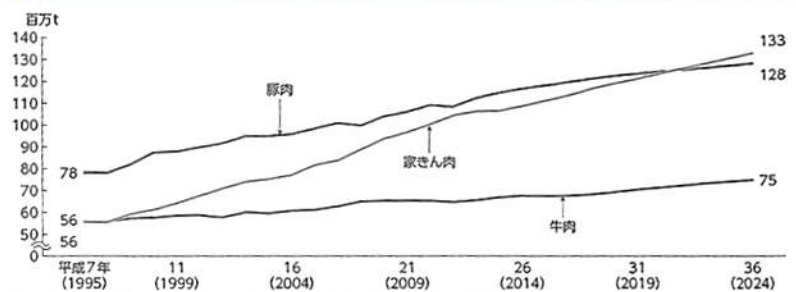
② 食料価格の高騰

世界的に肥料価格は、過去10年で最高値に推移しています。肥料価格の高騰は、食料価格に反映されます。

③ 食肉供給の限界

世界全体の食肉需要は増加傾向にあり、その食肉飼料の確保のため、農地や牧草地を開墾するための森林伐採や牛によるメタンガスの排出などが温暖化を招いているとの指摘もあります。

世界全体の食肉需要の推移と見通し



資料：OECD-FAO [Agricultural Outlook 2015-2024] (平成27 (2015) 年7月公表)
注：OECD-FAOによる平成26 (2014) 年までのデータ及び、平成27 (2015) 年以降は推計値 出典：農水省HPより

④ 労働力不足

特に日本においては、少子高齢化の影響もあり、日本の農業や漁業の食に関わる労働力不足は深刻化しています。技術の導入は、代替の労働力につながります。

「フードテック」によってつくられる食

フードテックによって作られる食にはどのようなものがあるのか、代表的な代替タンパク、ゲム編集の食についてみてみましょう。

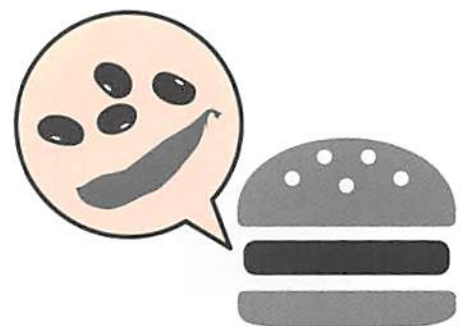
① 代替タンパク

植物 多くは大豆を原料とする。食感、味覚を肉に似せている

特徴：脂質やカロリーが低い

メリット：植物を生産する際に排出される温暖化ガスは畜産に比べ、排出量が減るので、環境負荷が抑えられる

デメリット：使用される大豆は遺伝子組み換え大豆が多い



肉 実際の動物から生きている細胞を採取し、専用の培養液の中で細胞を増殖させることから「培養肉」とよばれる

特徴：本物の肉と同じ食感や味、成分を再現できる

メリット：短期間（数週間～1か月程）で生産できる。清潔な環境下で生産される

デメリット：培養液等、施設設備費が高額。培養肉の価格も高い

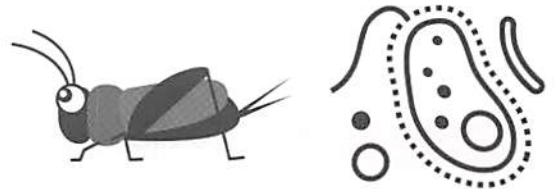


昆虫 動物性タンパク質の理想的な代替食品として期待されている。粉末状での利用が多い

特徴：栄養価が高い

メリット：養殖に必要な飼料が少なくすむ

デメリット：甲殻類アレルギーの可能性もある



その他 微生物・菌利用 微生物や菌の力を使って作る

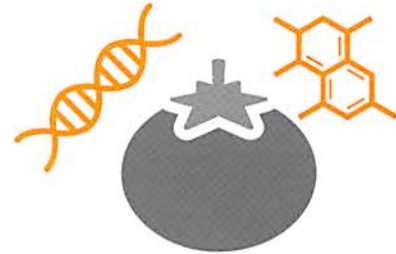
② ゲノム編集によって作られる食品

ゲノム編集とは、「ゲノム」とよばれる遺伝情報を改変する技術のことです。

日本では、機能性成分ギャバの多いトマト・通常より可食部が1.2倍に増量したマダイ・通常の2倍で成長するトラフグの3品目があります。

従来の遺伝子組み換え技術に比べ、高い技術が必要といわれています。

ゲノム編集食品は、新しいテクノロジーなので、メリットやデメリット、また長い期間食品が身体に取り込まれることで、ヒトにどのような影響を及ぼすかがわかっていません。



■ 「フードテック」の課題

① 消費者の受け入れ

私たち消費者が、代替タンパクをどのくらい抵抗なく受け入れられるかが問題です。その人工的な肉に何が使われ、何が入っているのか、本当に食べても問題はないのか、そうした疑念や、不安に応える努力が求められます。

フードテック食品かどうかの表示は、消費者の食の安全・安心のためには必要だと考えられます。

② 新たな環境負荷

生産にあたって環境負荷の少ないとされる代替タンパクとなる大豆ですが、大豆を作るためには、今以上に生産を増やさなければなりません。

大豆生産のための農地の拡大は、新たな森林破壊につながらないとは限りません。

③ 生産コスト・価格

フードテックの新技术開発のためには、高額な投資が必要となり、それに伴い生産コストが高くなっていることも気になります。フードテックが食料不足解消を目的に作られるのであれば、生産コストを抑えなければ、広範な食料供給には繋がりません。



未来の食と言われる「フードテック」、
改めて「食とは何か」を考えていきましょう!

一緒に活動しませんか? **会員募集** 『練馬区消費生活センター運営連絡会』


練馬区消費生活センター運営連絡会は、消費者問題を考える5つのグループがあり、それぞれ練馬区と協働し、区民向けに様々な情報や学習の機会を企画・提供する活動をしています。

- 食とくらしグループ：消費者の目線で食と健康の大切さを学習し啓発
- テストグループ：身近な食材や家庭用品を科学的にチェック
- 環境グループ：日常生活で考えなければならない環境問題を学習し啓発
- 広報グループ：消費者問題を捉え、消費者だより「ぶりすむ」の企画・編集
- 展示グループ：生活にかかわるテーマのパネル作成

上記のほか、時事問題などを区民の視点でとらえた消費者教室の企画運営も行っています。

申込・問合せ先 消費者団体活動室 ☎03-3996-6351 (月、水、金 午前10時～午後3時)

ご案内 練馬区消費生活センターの出張講座

内 容	点検商法などの悪質商法によるトラブルを未然に防ぐための講座や若者、障害者、高齢者に対する講座など、消費生活相談員がこれらの問題の現状や対応方法などをわかりやすく説明します。テーマ設定については気軽にご相談ください。
対 象	●練馬区内の町会、自治会、学校、福祉施設など ●民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、地域のボランティア、サークルの方々の集会など ※10人以上の会合や集会を対象とし、個人への出張は行いません。
実施日程等	月曜日から金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前10時～午後5時の間(講義時間は30分～2時間程度)
申込方法	専用の申込用紙に講座開催希望日時等の必要事項を記入の上、1か月前までに下記申込先にFAX、郵送、メールなどでお申し込みください。申込内容に応じて派遣を検討し、お知らせします。申込用紙は練馬区のホームページからダウンロードできます。 <input type="text" value="練馬区 講師派遣"/> <input type="button" value="検索"/> QRコードはこちら 
費 用	無料
そ の 他	会場確保・設置、会議運営、受講者の募集は消費生活センターでは行いません。
申 込 ・ 問 合 せ 先	経済課消費生活係(消費生活センター) ☎03-5910-3089(祝休日・年末年始を除く 月～金 午前8時30分～午後5時15分) FAX 03-5910-3440 メール SYOHI@city.nerima.tokyo.jp 〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1 石神井公園区民交流センター内

※【ぶりすむ】の録音版・点字版(視覚障害者用)を制作、貸出ししています。詳しくは「NPO法人点訳・音声訳集団 一步の会」TEL・FAX 03-3577-5666

広告募集のご案内

練馬区消費者だより「ぶりすむ」は年6回発行しており、町会・自治会・商店会、区立保育園・幼稚園・小中学校・区立施設・駅などで配布しています。掲載位置は、この広告募集の場所になります。(審査を経て掲載の可否をご連絡いたします)掲載号や応募方法など詳細はお問合せください。

- 発行部数：20,000部 ●掲載料金：各号につき30,000円
- 広告サイズ：縦55mm×横185mm モノクロ1色

経済課消費生活係 ☎03-5910-3089

